

golfer補償

団体総合生活保険(団体golfer保険)
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)

自動更新

中途加入可

保険期間:2021年8月1日午後4時
~2022年8月1日午後4時
保険料の給与引去月:10月(一時払)



1 golferの各種リスクをまとめて補償可能

団体割引等適用により、割安に補償が得られます。

2 golfer用品の補償は盗難だけでなく、プレー中のクラブの破損等まで補償可能

うっかり地面にクラブを打ちつけた、という時でも補償されます。

補償内容

1. ご自身のケガ(傷害補償)

例えば...
スイングした拍子に転んでケガをした。



golfer中等限定プラン【golfer中の傷害危険のみ補償特約セット】
国内外でのgolfer場、golfer練習場敷地内でgolferの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。
例えば... スイングした拍子に転んだときのケガ

死亡・後遺障害 ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。
入院・手術 ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院 ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。 * 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

2. 第三者に対する賠償責任(個人賠償責任)

例えば...
ボールをぶつけてケガをさせてしまった。



golfer中等限定プラン【golfer賠償責任補償特約セット】
国内外においてgolferの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったり国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
例えば...
・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。
・他人から借りたgolferクラブを壊してしまったり。
*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

《第三者賠償の補償範囲が広がりました》
操作を誤ってカートを破損させたことで、golfer場から損害賠償を請求された、といったケースも補償可能となりました

3. golfer用品の損害(携行品)

例えば...
golfer場でクラブを折ってしまった。



日本国内外を問わず、golfer場、golfer練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するgolfer用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。
[golfer用品補償特約セット]
①golfer用品の盗難(ただし、golferボールの盗難については、他のgolfer用品と同時に生じた場合に限り。)
②golferクラブの破損、曲損

4. ホールインワン・アルパトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するgolfer場で、golferプレー中にホールインワンまたはアルパトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



ご契約コースと保険料

【保険期間:1年間、団体割引25%、損害率による割引30%】
*ご加入数は1口のみです。

新規加入できるコースは5コースです。お客様のニーズに合ったコースをお選びください。

本人型

契約コース		Aタイプ	A2タイプ	Bタイプ	Cタイプ	D1タイプ	Dタイプ(注)
お支払いの限度額(保険金額)	死亡・後遺障害	244万円	244万円	309万円	792万円	857万円	1,000万円
	入院保険金日額*1	3,660円	3,660円	4,635円	11,880円	12,855円	15,000円
	通院保険金日額	2,440円	2,440円	3,090円	7,920円	8,570円	10,000円
	第三者賠償責任(一事故につき)(免責金額:0円)	国内1億円 国外1億円	国内1億円 国外1億円	国内1億円 国外1億円	国内1億円 国外1億円	国内1億円 国外1億円	国内1億円 国外1億円
	golfer用品の損害(自己負担額):0円)	10万円	10万円	20万円	20万円	30万円	20万円
	ホールインワン・アルパトロス費用	—	10万円	30万円	50万円	50万円	100万円
年間保険料*2		1,020円	1,600円	3,070円	4,500円	4,990円	7,500円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 中途加入の場合、補償期間につきましては加入日~2022年8月1日午後4時までとなります。なお、2021年8月1日以降ご加入の場合の保険料につきましては、いすゞ保険サービス(株)までお問い合わせください。
(注)Dタイプは新規加入できません。団体内自動更新のみとなります。

<保険の対象となる方(被保険者)>
保険の対象となる方(被保険者)は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
※ 個人賠償責任において、「ご本人」が未成年者または責任無能力者である場合は、「ご本人」の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(「ご本人」に関する事故に限り。)

	本人型の場合
①いすゞ自動車株式会社および系列会社の役員・従業員 *対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。	○
②上記①の家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 ○ 上記①と同居されているご親族 ○

[[「保険の対象となる方(被保険者)について」]における用語の解説
(1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。
a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(2) 親 族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、契約概要・注意喚起情報等別冊P3からの「補償の概要等」をご確認ください。

今回の改定内容
制度概要
モデルプラン
死亡保障
医療補償
ケガ補償
所得補償
介護補償
golfer補償
がん保障
団体抜自動車保険